

神戸市立工業高等専門学校学生表彰規程

2023年4月1日

規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第35条、第47条及び第51条の規定に基づき本科及び専攻科の学生（以下「全学生」という。）並びに研究生の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する全学生又は研究生について行うものとする。

- (1) 在籍期間を通じて成績優秀な者。ただし、クラスにつき1名に限る。
- (2) クラブ活動において卓越した成果をおさめ、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の声価を高めた者
- (3) 文化活動及びスポーツ活動又は学術活動において本校の声価を高めた者
- (4) 前各号に定める者のほか全学生又は研究生の模範として推奨できる善行のあった者
- (5) 専攻科の学生であって特別研究論文において優れた研究成果を発表した者

(被表彰者の決定)

第3条 前条に該当する者として表彰をする対象者は次の各号により決定する。

- (1) 本科の学生及び研究生 同条第1号に規定する表彰については各学科の会議の議を経て学科長が、同条第2号に規定する表彰についてはクラブ顧問会議の推薦に基づき学生委員会の議を経て学生委員会委員長が、同条第3号及び同条第4号に規定する表彰については教職員の申し出に基づき学生委員会の議を経て学生委員会委員長がそれぞれ校長に具申する。
- (2) 専攻科の学生 同条第5号に規定する表彰については専攻科運営委員会を経て専攻科長が校長に具申する。

2 校長は、前項の具申を受け被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第4条 被表彰者が本科5年生及び専攻科2年の場合は原則として卒業式及び修了式において表彰を行い、その他の者についてはその都度表彰を行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、学生委員会で協議する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2025年1月6日から施行する。